

大分大学経済学部久保奨学基金取扱規程

平成19年5月9日制定

(設置及び目的)

第1条 大分大学経済学部（以下「本学部」という。）における国際交流事業の推進及び学生の学習を支援し、もって本学部の教育研究活動の発展を図ることを目的として、大分大学経済学部久保奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 基金は、前条に規定する目的を達成するために、本学部における次表に掲げる事業について、必要な助成を行う。

事業の名称	事業の内容
国際交流事業	国際学生フォーラムの開催 国際学生フォーラムへの参加 国際ビジネスプログラムの実施 国際交流協定校への留学生の派遣 国際シンポジウム、国際会議等の開催 海外からの研究者招聘 国際交流の目的に沿った教育研究の充実 外国語研修や国際ビジネスプログラムの実施のための調査や準備 その他国際交流事業
学習支援事業	成績優秀学生への奨学金 その他学生の学習を支援する事業

(管理及び運用)

第3条 基金は、第1条に規定する目的のため寄附された資金を寄附金として採納し、学部長が管理する。

2 前条に規定する事業を実施するための経費は、基金及びその基金から生じる果実をもって充てる。

(運営委員会)

第4条 基金をその目的に沿って運営するために、大分大学経済学部久保奨学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(評議委員会)

第5条 基金の財務状況を監督するために、大分大学経済学部久保奨学基金評議委員会（以下「評議委員会」という。）を置く。

2 評議委員会の委員は、本学部教授会構成員をもって充てる。

(経理)

第6条 基金の経理は、国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程（平成16年規程第59号）の定めるところによる。

2 基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務)

第7条 基金に関する事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、運営委員会及び本学部教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則（平成19年経済学部規程第3号）

- 1 この規程は、平成19年5月9日から施行する。
- 2 第2条に掲げる事業は、基金設置日から平成39年3月31日まで継続して行うものとする。
- 3 前項の期間が経過した後の基金の取り扱いについては、当該期間が終了するまでに、運営委員会及び本学部教授会が協議して定めるものとする。

附 則（平成21年経済学部規程第5号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。